

(公 印 省 略)

令和2年4月15日

事業者各位

川西市長 越田 謙治郎

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた

市発注の工事等の対応について（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止について、国土交通省から建設現場における対応についての通知が発出されておりますが、工事、測量・調査・設計等の業務、物件の買入その他川西市で発注した契約（以下「工事等」という。）におきましても、作業従事者の感染拡大防止に万全を期すため、次のとおり対応することとしましたのでご協力をお願いいたします。

- 1 工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意くださいますようお願いいたします。
- 2 工事等において、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者があることが判明した場合は、速やかに担当者に報告していただくとともに、保健所又は医療機関の指導に従い、感染者本人や本人と濃厚接触した疑いがある方の自宅待機をはじめ、適切な対応をお願いします。
- 3 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられています。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すこと等にはリスクが存在すると考えられています。多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面が想定される場合は、元請事業者をはじめ、下請事業者など契約に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動をお願いします。特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行していただくなど、三つの密の回避や影響を緩和するための対策をお願いします。
- 4 本市発注の工事等につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した作業従事者やその濃厚接触者等が作業に従事できなくなることによるほか、感染拡大に起因した工事等の資材の調達の影響又は受注者における感染拡大防止対策に伴う措置とし

て、工期（納期）の見直し等の申し出があった場合には、必要に応じ、工期の見直しやこれに伴い必要となる契約金額の変更等、適切な対応を講じることとします。この場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱います。

なお、受注者からの申し出がない場合であっても、新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う影響で、契約を継続することが困難と認められる事業がある場合においては、工事等の変更、中止等について指示する場合がありますのでご承知おきください。

問い合わせ先
川西市総務部契約検査課
電話 072-740-1143